

令和5年（2023年）4月1日からの障害者割引の内容

種別		乗車券	割引内容	割引率
身体障害者 第1種 療育手帳 第1種（A） 精神障害者 保健福祉手帳 1級	単独	普通	○	5割
		回数	○	5割
		定期	×	×
	介護者つき	普通	○	5割
		回数	○	5割
		定期	○ (注) 1. 本人が小児の場合は介護者のみ 2. 介護者に対して通勤定期乗車券を 発売	5割
身体障害者 第2種 療育手帳 第2種（B） 精神障害者 保健福祉手帳 2級・3級	単独	普通	○	5割
		回数	○	5割
		定期	×	×
	介護者つき	普通	本人のみ ○ (介護者 ×)	5割
		回数	本人のみ ○ (介護者 ×)	5割
		定期	介護者のみ (本人が小児(12才未満)の場合に限り発売)	5割

○駅窓口できっぷをお買い求めの際に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を係員にお見せください。

○障害者本人が介護者とともに利用する場合は、同じ種類・区間・有効期間のきっぷを同時にお買い求めいただき、同じ列車に乗車する場合に限り、割引の対象となります。

(本人1人に介護者1人。ただし、車いすを利用される場合は、当社線に限り介護者2人まで割引します。)

○割引乗車券で乗車するときは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちいただき、係員から確認を求められたときはご提示ください。

※手帳は、スマートフォンアプリ「ミライロID」もご利用になれます。